

# 第4章

# 望ましい環境像の実現に向けた施策

## 第4章 各ページの見方

**基本方針 1**

**暮らしやすさが実感できる環境をつくります**

人が暮らしやすさを実感するためには、爽やかな空気や美しい水を守ることが重要です。このため大気や水質等の現状を把握するとともに、監視や指導を着実に行っていきます。

環境指標	現状(2021年度)	目標値(2027年度)
■水質に係る環境基準達成率 <small>河川における生物化学的酸素消費量(BOD)に関する環境基準を達成した河川地点の割合</small>	100%	100%
■大気に係る環境基準達成率 <small>二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)、二酸化酸素(NO<sub>x</sub>)、オゾン気体(O<sub>3</sub>)、微粒子状物質(PM<sub>10</sub>)、微粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)に関する環境基準を達成した測定地点の割合</small>	100%	100%
■汚水処理人口普及率 <small>し尿・生活雑排水の処理人口の割合。普及率は、し尿下水道・集約処理場と生活雑排水処理場より汚水が処理されている人口を処理場単位の処理人口で算出する。目標値は計画年一年度環境基本計画に基づき算出</small>	91.7%	95.0% (2026年度)

**施策1-1 | 環境を保全するための適正な調査・監視・指導の実施**

**環境の調査・監視・指導等**

- 大気・水質・騒音等の調査を通正を行うことで環境の状態を把握する。
- 大気・水質・騒音等に係る市民の相談に適切に対応し、問題の早期解決に努める。
- 光化学オキシダントやPM2.5(微粒子状物質)に関する情報を迅速に提供する。
- 水質事故等の原因者に対し改善に向けた指導を通正を行う。

市民・事業者の主な取組み	市民	事業者
LED照明やヒートポンプ給湯器、潜熱回収給湯器、省エネ家電等の省エネ性能の高い設備を積極的に取り入れる。	●	●
クールビズやウォームビズに取り組み、適正な冷暖房の温度設定に努める。	●	●
健康と環境に配慮し、近距離は自転車や徒歩で移動するよう心がける。	●	●
アイドリングストップや、急加速をせずに早めのアクセルオフを心がけるなどエコドライブを実践する。	●	●
住宅や建物の新築時には太陽光発電システムや蓄電池を備えるなど、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入を検討する。	●	●
次世代自動車(EV・PHV・燃料電池自動車等)を導入する。	●	●
日常生活における脱炭素行動について学び、実践を心がける。	●	●

### 計画の進捗を図る目標値

施策の進捗を明らかにするために、3つの数値化した目標を定めています。市は、2027年度まで毎年度結果を報告し公表していきます。

### 市の取組み

基本方針に沿った市の具体的な取組みを明らかにしています。市は、これらの施策を実施し、望ましい環境の実現を目指していきます。

### 市民と事業者の取組み

市民や事業者が事業活動や日常生活の中で取り組む項目を一覧にして示しています。市は、市民・事業者と共に望ましい環境の実現を目指していきます。

## 暮らしやすさが実感できる環境をつくります

人々が暮らしやすさを実感するためには、爽やかな空気や美しい水を守ることが必要です。このため大気や水質等の現状を把握するとともに、監視や指導を着実に行っていきます。



環境指標	実績値(2021年度)	目標値(2027年度)
<b>■水質に係る環境基準達成率</b> 河川における生物化学的酸素要求量(BOD)に関する環境基準を達成した測定地点の割合	100%	100%
<b>■大気に係る環境基準達成率</b> 二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )、二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM2.5)に関する環境基準を達成した測定地点の割合	100%	100%
<b>■污水处理人口普及率</b> し尿・生活雑排水の処理人口の割合。具体には、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽により汚水が処理されている人口を住民基本台帳登録人口で除したもの。 ※目標値は「磐田市一般廃棄物処理基本計画」に準ずる	91.7%	95.0% (2026年度)

### 施策1-1 | 環境を保全するための適正な調査・監視・指導の実施

#### 環境の調査・監視・指導等

- 大気・水質・騒音等の調査を適正に行うことで環境の状態を把握する。
- 大気・水質・騒音等に係る市民の相談に適切に対応し、問題の早期解決に努める。
- 光化学オキシダントやPM2.5(微小粒子状物質)に関する情報を迅速に提供する。
- 水質事故等の原因者に対し改善に向けた指導を適正に行う。

#### 2 総合的な環境保全対策

- 事業所の新設や増設等の際に適正な指導を行うことで公害に関する苦情を未然に防止する。
- 都市計画法に基づく用途地域による土地利用の誘導により、住宅地と商工業地の混在を防止して良好な居住環境を保護する。

### 施策1-2 | 快適な生活環境の確保

#### 大気汚染・悪臭対策

- 屋外における焼却行為に関する広報を市民へ行うとともに、原因者に対し適正な指導をする。
- 悪臭防止法に基づき異臭の発生源等に適正な指導をする。
- 道路施設の適切な維持管理により歩行や自転車利用の安全・快適性を高め、自動車利用の削減につなげる。

## 2 騒音・振動対策

- 事業所の新設や増設等に係る届出に併せて騒音や振動に関する規制の遵守を指導する。
- 騒音規制法や振動規制法に基づき、自動車騒音等を調査、監視する。

## 3 水質汚濁対策

- 市街地や集落に公共下水道や農業集落排水を整備する。
- 下水道区域外における合併処理浄化槽の新設や転換に対し設置費用の一部を補助する。

## 4 事業者に対する啓発活動

- 磐田市環境保全推進協議会の環境保全に関する活動を広く事業者にも周知する。

### 施策1-3 | 迷惑防止条例を活用した意識啓発の推進

#### 暮らしやすい生活環境の確保

- 監視パトロールの強化等により、ごみの不法投棄を防止する。
- 所有者に対し土地に繁茂する雑草木等の適切な管理を促す。
- 飼い主に対する啓発により、飼い犬や飼い猫の適正飼育を推進する。
- 日常生活で発生する音や臭いの原因者に周辺の環境に対する配慮を促す。

#### 2 環境美化活動の推進

- 環境美化統一行動を実施して、地域の自然を守る意識の向上を図る。
- 環境美化指導員と連携したパトロール等で地域の不法投棄対策を促進する。
- 道路・河川・公園等の美化活動を行う市民ボランティアを「まち美化パートナー制度」の活用で支援する。

市民・事業者の主な取組み	市民	事業者
事業活動に伴う環境負荷を低減し、公害の発生抑制に努める。		●
音や振動等の市民からの相談に対し、協力して解決を図る。		●
施設の適正管理を行い、大気汚染の未然防止を図る。		●
適正な焼却を行い、周辺の生活環境に配慮する。	●	●
家庭生活の中で発生する騒音や振動・悪臭の防止に努める。	●	
事業活動の中で発生する騒音や振動・悪臭の対策に努める。		●
公共下水道及び農業集落排水区域内は下水道に接続することに努め、区域外は合併処理浄化槽への切り替えを図る。	●	●
まち美化パートナー制度等の美化活動に参加する。	●	●

## 豊かな自然環境を守ります

私たちの暮らしを包む山や川・海・森などの自然と、そこで生きる多くの生き物を市民共通の財産として守り育て、次世代に引き継いでいきます。



環境指標	実績値(2021年度)	目標値(2027年度)
<b>■市民一人当たりの都市公園等面積</b> 都市公園等の市民一人当たりの確保量。その対象として民間開発等により開設された公園、交流センター、学校等のグラウンド、市民農園等を含む。 ※目標値は「磐田市緑の基本計画」に準ずる	15.79 m <sup>2</sup>	21.27 m <sup>2</sup> (2026年)
<b>■耕作放棄地面積</b> 1年以上作付けされず、今後数年の間に耕作する意志のない農地の面積	85.4 ha	85.0 ha
<b>■ベッコウトンボの定量調査発生数</b> 第4次レッドリストで絶滅危惧ⅠA類に指定されているベッコウトンボが例年行う個体数調査で確認できた頭数	67 頭	200 頭

### 施策2-1 | 森林保全と緑化の推進

#### 1 森林の保全と適正な管理

- 森林法に基づく「森林整備計画」を推進し、森林を適切かつ健全に整備する。
- 地域にあった樹種の植樹を行い、森林保全を推進する。
- 磐田原台地の斜面樹林地を本市の特色ある緑地・自然地として適切に保全する。

#### 2 緑地の保全と緑化の推進

- 都市緑地法に基づく「緑の基本計画」を推進し、総合的かつ計画的な緑化を推進する。
- 都市公園等の整備を拡充することで、緑化の向上と市民が憩う空間を確保する。
- 公園施設の長寿命化対策や適正な維持管理を行うことで、公園を安全・快適に利用できる環境を整える。
- 園や学校等におけるグリーンカーテンや芝生空間を適正に管理し、子どもたちの健全育成に向けた教育・保育環境の充実を図る。

### 施策2-2 | 河川・海岸・農地の保全

#### 1 河川の保全や管理

- 河川整備は、可能な限り生態系に配慮した工法等を採用する。
- 河川管理は、適正に浚渫や除草等を行うことで良好な環境の確保に努める。
- 自治会等による河川・水路の除草、清掃活動を支援する。
- 児童・生徒に向けた水辺の環境保全活動や河川に親しむ活動を推進する。

## 2 海岸林の保全・海岸の美化

- 防潮堤の法面へ植栽による緑化を実施する。
- 静岡県と協力して御前崎遠州灘県立自然公園を適切に管理することで利用促進に努める。
- 抵抗性クロマツや広葉樹等の植栽を実施する。
- 民間団体と協力して海岸林の適切な管理に努める。

## 3 農地の保全・管理

- 「農業振興地域整備計画」の適正な運用により、優良農地を確保する。
- 新たな担い手による農地利用を促進し、遊休農地等の有効利用を図る。
- 「鳥獣被害防止計画」に基づき、農作物に害を与える鳥獣等の対策を行う。

### 施策2-3 | 生物多様性の確保

#### 1 貴重種・外来生物等の対応

- 桶ヶ谷沼を適正に保全して、ベッコウトンボ等の絶滅のおそれのある動植物の保護を図る。
- 絶滅のおそれのある動植物が生息していることについて広く市民に周知する。
- 特定外来生物に関する情報を収集し、広く市民に発信する。

#### 2 生息・生育地の保全

- 県と協力して静岡県自然環境保全地域に指定されている桶ヶ谷沼とその周辺の自然環境を保全する。
- 民間団体等と協力して、里山や池沼等、生物の生息生育地を保全する。

#### 3 生息状況調査の実施

- 民間団体と協力して、動植物の生息状況等を調査する。

市民・事業者の主な取組み	市民	事業者
森づくりにつながる間伐や植樹等の活動へ積極的に参加、協力する。	●	●
所有する山林や里山を適正に維持管理する。	●	●
海岸林や保安林の役割について理解を深め、保全に努める。	●	●
川や海の美化活動を推進し、積極的に参加する。	●	●
事業所の敷地にビオトープを造成し、生きものの生息・生育環境の創出に協力する。		●
地域の希少な動植物について理解を深め、捕獲や採取をしない。	●	●
野生動植物に対する理解を深め、共生に努める。	●	●
特定外来生物について理解を深め、地域に「入れない」「捨てない」「拡げない」ようにする。	●	●

## 自然・歴史文化とふれあう機会をつくります

良好な自然や歴史的な文化遺産がもたらす景観は、私たちが快適な暮らしを営んでいくために欠かせないものです。このため自然や歴史文化の特色を活かした暮らしやすいまちづくりを推進します。



環境指標	実績値(2021年)	目標値(2027年)
<b>■自然観察会等に参加した人数</b> <small>自然観察会や体験教室、環境保全啓発行事等の参加人数</small>	236人	700人
<b>■歴史文化とふれあう市の施策に「満足」している市民の割合</b> <small>普及啓発のための企画展等で実施するアンケート調査において、「満足」「良かった」等肯定的な回答の割合</small>	90.9%	90.0%以上
<b>■文化財関係施設の入館者数</b> <small>旧見付学校・旧赤松家記念館・埋蔵文化財センター・竜洋郷土資料館における年間入場者数</small>	28,259人	30,000人

### 施策3-1 | 自然とふれあう場の創出・活用

#### 1 自然とふれあう場の整備・活用

- 桶ヶ谷沼に生息する動植物を対象とした自然観察会を実施する。
- 公園や緑地などに自然を活かした憩いの空間、ふれあいの場を整備する。

#### 2 エコツーリズムの推進

- 自然とふれあうことのできる観光ルートを発掘・整備する。
- 農林水産業の体験ができる環境・施設の整備を支援する。
- 市民農園の利用を促進する。

### 施策3-2 | 周辺と調和した良好な景観の保全・創出

#### 1 景観形成の推進

- 開発や建築行為に対して、景観計画に基づく届出制度により良好な景観の誘導を図る。
- 屋外広告物について、周辺の街並みとの調和に配慮するよう誘導を図る。

#### 2 市民等と市の協働による景観形成

- 景観条例に基づく表彰制度を活用し、地域固有の景観づくりを促進する。
- 景観形成における市民や事業者の役割について啓発する。

## 施策3-3 | 歴史文化とふれあう機会の創出・活用

### 1 歴史文化遺産の保全

- 国指定文化財をはじめとする各種文化財の整備や保存活用を図る。
- 郷土に対する愛着と誇りが深まるよう、歴史的・文化的遺産の保護顕彰に努める。

### 2 歴史文化遺産の活用

- 歴史・郷土資料等の展示や地域史の紹介を通じて、歴史・文化の継承や学習に活用する。
- 地域の歴史文化の関心を高めることで、地域に対する愛着につながるよう広報活動や文化財の公開、学習会等を充実させる。



市民・事業者の主な取り組み	市民	事業者
自然観察会や体験教室、講演会、シンポジウムなどに参加する。	●	●
事業所の敷地内や店舗等の緑化を推進する。		●
市民に対する農業体験や森林教室等を企画・実施する。		●
自然観察会や農水産業体験・森林教室等に参加する。	●	
敷地内の巨樹や古木等を保全する。	●	●
開発行為は、自然の地形をできる限り活かし、周辺の景観と調和するよう努める。		●
住宅や事業所を新築・改築する場合は、色彩や形状等を景観に配慮したデザインとする。	●	●
身近にある文化財等の歴史文化遺産の保護・保全に努める。	●	●
地域の祭りや伝統・文化を大切にし、後世に継承していく。	●	

## 3Rの取組みや環境にやさしい消費行動を推進します

環境負荷の少ない持続可能な社会を実現するためには、これまでの社会のあり方やライフスタイルを見直していく必要があります。このため資源の循環・ごみの減量と再資源化、水資源の適正利用等の促進に取り組めます。



環境指標	実績値(2021年度)	目標値(2027年度)
<b>■1人1日当たりのごみ排出量</b> <small>市民一人が一日に排出する家庭から排出されるごみと事業活動で発生した産業廃棄物以外のごみの量。ただし、資源集団回収分を含まない。 ※目標値は「一般廃棄物処理基本計画」に準ずる</small>	716g/人・日	696g/人・日
<b>■グリーン購入物品の購入率</b> <small>市が購入する物品のうちグリーン購入法の特定品目について、グリーンマーのあるものを購入した比率</small>	94.8%	100%
<b>■上水道有効率</b> <small>料金の対象となった水量と消火など料金に関係なく有効ご利用された水量の合計を送り出した総給水量で除したもの 有効水量(有収水量+無収水量)÷総給水量</small>	86.6%	88.7%

### 施策4-1 | 3Rの推進と廃棄物の適正処理

#### 1 総合的な廃棄物対策の推進

- 「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量及び再資源化を計画的に進める。

#### 2 3Rの推進

- 持続可能な循環型社会の定着を図るため、3Rの取組みを推進する。
- 市・市民・事業者が協働して、食品ロス及びプラスチックごみの削減に取り組む。

#### 3 ごみの適正処理

- わかりやすい「ごみ分別ガイドブック」「ごみカレンダー」「ごみ分別アプリ」などを活用して市民に対する意識啓発を行う。
- 廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設の整備・管理を計画的に進める。

#### 4 不法投棄の防止

- 不法投棄パトロールを実施するとともに、確認した投棄物については調査等を行う。
- 監視カメラの設置や不法投棄防止看板の貸与とともに、不法投棄防止に関する啓発活動を行う。
- 警察や関係自治体の連携体制を強化して不法投棄を監視・指導する。

## 施策4-2 | 環境に配慮した消費行動の推進

### 1 環境にやさしい消費行動の推進

- 環境に配慮した消費行動がとれる意識の醸成に市民団体等と協働で取り組む。

### 2 グリーン購入の推進

- 市の物品購入等にグリーンマークやエコマーク製品を対象とした購入を行うなど、グリーン購入の推進を図る。

## 施策4-3 | 水循環の確保

### 1 水資源の計画的利用

- 「水道事業ビジョン」に則り、水資源を計画的に利用する。
- 計画的に老朽管を更新して、無効水量（漏水量）の減量を図る。

### 2 総合的な地下水の保全

- 静岡県地下水の採取に関する条例に基づき、地下水採取の適正化や地下水源の保全を図る。

### 3 雨水の浸透や水源かん養の促進

- 道路や公園は、可能な限り舗装や排水路等に雨水の浸透機能を付加した整備を取り入れる。
- 森林の持つ水源かん養機能を保全するため、事業者や民間団体が行う植樹や伐採などの保全活動を支援する。

市民・事業者の主な取組み	市民	事業者
ごみの分別と排出方法を守り、再資源化に努める。	●	●
家庭や事業所などから発生する食品ロスやプラスチックごみの削減に取り組む。	●	●
食材の使い切りや食べ残しの削減、生ごみの水切りを行う。	●	
事業活動に伴う廃棄物は、最終処分まで責任を持って処理する。		●
産業廃棄物管理責任者を設置するなど関係法令を遵守する。		●
不法投棄がされにくい清潔な環境を維持する。	●	●
廃棄物処理は適正な事業者を選択する。	●	●
原材料や製造工程、廃棄時も含め環境に配慮した製品やサービスを選択する。	●	●
地元で作られた製品やサービスを積極的に活用し、地産地消に努める。	●	●
家庭や事業所の節水を心がける。	●	●

## 環境教育を推進します

時代とともに変わりゆく様々な環境問題を解決するには、多くの市民や事業者が人と自然の関わりから学び、理解を深めることが大切です。このため幼児から大人まで広く環境に対する教育や活動の充実を図ります。



環境指標	実績値(2021年)	目標値(2027年)
<b>■環境教育に取り組む学校の割合</b> <small>地球温暖化防止に関することなど環境教育に取り組んでいる公立小学校の割合</small>	100%	100%
<b>■学校給食における残食率</b> <small>公立小中学校における学校給食の残食率</small>	2.6%	2.3%
<b>■協働による環境教育に取り組む園の割合</b> <small>環境保全団体や地域と協働で環境教育に取り組んでいる公立保育園、幼稚園、こども園の割合</small>	87.0%	100%

### 施策5-1 | 環境教育の推進

#### 1 園や学校、地域等における環境教育の推進

- 人と自然の関わりを学ぶことで身近な環境の課題を認識し、日常生活から環境負荷を減らす行動を実践する意識を養う。
- 幼稚園・保育園等で動植物等に触れる機会を増やすことで、幼児期から自然を大切にすることを育む。
- 地球温暖化や再生可能エネルギー等を題材にした授業を行うなどして、環境の保全や負荷低減の重要性について児童・生徒の理解を深める。
- 健康づくりの指針である「健幸いわた 21」に基づき、環境にやさしい心を育む食育の推進に効果的かつ効率的に取り組む。

#### 2 環境体験学習の推進

- 桶ヶ谷沼ビジターセンター等を環境教育の場として活用する。
- 市民や事業者に向けた学びの場等を創出し環境保全に対する意識を啓発する。
- 園や学校へ環境に貢献する団体等の情報を提供し、協働による学習の機会を増やす。

### 施策5-2 | 環境保全活動の推進

#### 1 各主体の環境保全活動の推進

- 市民や事業者等が行う環境教育や環境保全活動を支援する。

## 施策5-3 | 環境情報の活用と協働による環境施策の推進

### 1 環境情報の積極的な提供・活用

- 環境資源を市ホームページ等で積極的に発信する。
- 市民や団体・事業者・園や学校等が行う環境教育や環境に関する取組みの情報を広く発信する。

### 2 環境基本計画の推進・見直し

- 「第2次磐田市環境基本計画後期計画」の進捗を毎年度検証する中で報告書を作成し、市ホームページで公開する。
- 市・市民・事業者の協働により推進し、その進捗状況を踏まえ、第3次環境基本計画を策定する。

### 3 協働による環境施策の推進

- 環境市民会議を開催し、市民や事業者、有識者などから環境施策等に対する多様な提言を受けるとともに、その政策推進に向けた協力を仰ぐ。
- 市民活動団体や事業者等の様々な団体等と協働し、家庭や地域における啓発に努め市民一人ひとりが3Rや省エネ行動を実践するよう推進する。
- 市民活動団体や事業者等の様々な団体等と協働し、環境課題に対応する。

市民・事業者の主な取組み	市民	事業者
自然観察会や体験教室、環境保全講演会等に積極的に参加する。	●	●
環境に関心を持ち、生涯を通じて環境教育・環境学習に取り組むよう心がける。	●	●
事業者は環境に関連する法令を遵守し、従業員に対する環境教育を実施するよう努める。		●
園や学校の環境教育の取組みに協力し、資料提供・講師派遣や施設見学等を実施する。		●
環境についての情報を広く収集し、情報提供に協力する。	●	●
環境保全団体の活動に積極的に参加・協力する。	●	●
日常生活における環境への配慮について学び、家庭や職場で共有する。	●	●
環境基本計画に関心を持ち、主体的に取り組む実践する。	●	●

